

## 鳥取県大腸がん注腸読影委員会運営要領

### 1 趣旨

この要領は、鳥取県大腸がん検診実施に係る手引き（以下、「手引き」という。）の規定に基づき、精密検査として実施する注腸エックス線検査の写真読影を行う各地区大腸がん注腸読影委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 構成

鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）は、東部、中部、西部の3地区に大腸がん注腸読影委員会（以下、「読影委員会」という。）を設置し、運営する。

### 3 委員

- (1) 「読影委員会」の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 「読影委員会」の委員は、健対協が決定する。
- (3) 「読影委員会」に委員長1名をおく。
- (4) 委員長は「読影委員会」の事務を総轄し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故ある時は、委員の互選により、委員長代理を指名することができる。

### 4 読影会

- (1) 「読影委員会」は、原則として、定例的に読影会（以下「定例読影会」という。）を開催する。委員は、検診実施機関から提出された「大腸精密検査紹介状」と注腸エックス線フィルムをもとに、読影を行うこととする。  
なお、読影は、2名以上の委員により二重読影を行うこととする。

### 5 会議

読影委員会は必要により委員長が召集する。

### 6 報告

- (1) 読影判定後は、様式1号「注腸X線検査所見表」に結果を記入するとともに、「大腸精密検査紹介状」に「読影委員会」の印を押し、エックス線フィルムとともに検診実施機関に返却する。
- (2) 各読影委員会は、様式2号、様式3号により、読影実施の回数、読影件数等について記録する。
- (3) 各読影委員会は、健対協の求めに応じ、定期的に読影会の実施について報告する。

### 7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度の検診から適用する。

# 注腸X線検査所見表

NO. \_\_\_\_\_

読影日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_

性別 男・女 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

フィルム枚数: \_\_\_\_\_

検診日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検診場所(市町村名) \_\_\_\_\_

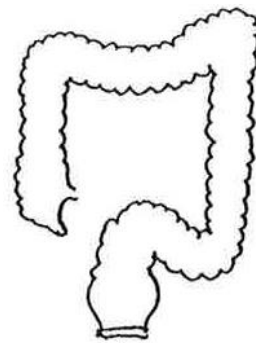
## 【注腸X線所見】

\_\_\_\_\_

- ① ポリープ
- ② 大腸癌(疑い)
- ③ 憩室
- ④ 潰瘍性大腸炎
- ⑤ クローン病
- ⑥ 痔
- ⑦ 異常なし
- ⑧ 読影不能
- ⑨ その他

所見の部位(病変部位をチェックしてください)

- ① 直腸
- ② S状結腸
- ③ 下行結腸
- ④ 横行結腸
- ⑤ 上行結腸
- ⑥ 回盲部
- (a.盲腸      b.虫垂      c.回腸末端)
- ⑦ その他



## 【読影委員会名】

1		
2		
3		

